

滋賀県医療審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）に基づき、滋賀県医療審議会（以下「審議会」という。）運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 長)

第2条 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。

2 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所および会議に付すべき事項を委員に通知しなければならない。

(審議会の定足数および議決)

第4条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部 会)

第5条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、医療法人部会および保健医療計画部会ならびに医療費適正化計画部会を置く。

(1) 医療法人部会

ア 医療法第42条の2第2項に基づき、社会医療法人の認定をし、または認定しない処分に係る事項

イ 同法第45条第2項に基づき、医療法人の設立を認可し、または認可しない処分に係る事項

ウ 同法第46条の6第1項ただし書に基づく医療法人理事長特例認可に関する事項

エ 同法第55条第4項に基づき、医療法人の解散を認可し、または認可しない処分に係る事項

オ 同法第58条の2第4項（同法第59条の2において準用する場合を含む。）に基づき、医療法人の合併を認可し、または認可しない処分に係る事項

カ 同法第60条の3第4項（同法第61条の3において準用する場合を含む。）に基づき、医療法人の分割を認可し、または認可しない処分に係る事項

(2) 保健医療計画部会

ア 滋賀県保健医療計画の作成および改定に関する事項

イ 医療法第4条第2項に基づき、地域医療支援病院の承認をし、または承認をしない処分に係る事項

ウ 医療法第29条第5項に基づき、地域医療支援病院の承認を取り消し、または取り消さない処分に係る事項

(3) 医療費適正化計画部会

ア 滋賀県医療費適正化計画の作成および改定に関する事項

- 2 医療法人部会は、委員 10 人程度、保健医療計画部会および医療費適正化計画部会は、委員 15 人程度で構成する。
- 3 第 2 条、第 3 条、第 4 条第 1 項、第 6 条および第 8 条の規定は、医療法人部会および保健医療計画部会ならびに医療費適正化計画部会（以下「部会」という。）に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 4 部会の議決のうち第 1 項各号に係る議決は、出席した委員の 3 分の 2 以上をもって決するものとし、その他の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 5 部会の決議は、これを審議会の決議とする。ただし、会長が特に定める事項については、この限りでない。
- 6 部会における決議は、部会長が審議会に報告する。

（非委員の出席）

第 6 条 審議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者を出席させて、その意見を述べさせることができる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理する。

（雑則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、昭和 61 年 12 月 26 日から施行する。

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 9 月 27 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 7 月 29 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 10 月 18 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 7 月 12 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 3 月 7 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 3 月 16 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。